

令和6年度第4回広島城天守の復元等に関する検討会議資料1（抜粋）

1. 木造復元以外の整備手法（耐震改修等）との比較衡量

木造復元の意義

天守の木造復元は、残された遺構の詳細な調査や史資料に基づき、近世城郭の中心的建物であった天守を忠実に再現するものである。この木造天守そのものが史跡広島城跡の本質的価値の向上と理解の促進に寄与するだけでなく、広島の世界遺産・文化を伝える象徴的な存在として、まちに対する愛着や誇りの醸成に繋がると考える。また、復元に至るまでの調査研究・設計・施工などの過程も重要であり、こうした一連の事業は、全国の他の近世城郭の保存と整備活用に対し大きな貢献となるものである。

1. 広島城跡の本質的価値の向上と理解の促進に資する意義

昭和 33 年(1958)に再建された現天守は、ほぼ忠実な外観が評価されているものの、鉄筋コンクリート造であり、また、内部は近世の状況とは異なるため、天守本来の建築的特徴を理解することは難しい。天守を木造で復元することは、内部空間の構成や意匠、構造・構法など歴史的建造物としての天守を理解する上で極めて有効であり、また、天正末期に豊臣秀吉が支配を固めていく中で、秀吉の傘下となった毛利氏が、平地の太田川のデルタ地帯に、大坂城に次ぐ規模の天守を持つ新たな近世城郭を造営した歴史の理解に大いに寄与するものである。

また、天正 20 年(1592)頃には完成していたとされる天守は、旧国宝(昭和 20 年(1945)時点で残った天守)の中では最古級とされている。天守が木造で復元されれば、当時の先駆的な天守構造と壮大な建造物群を体感できること、また、既に木造復元されている二の丸の櫓門や多聞櫓と一体となった広島城を示すことができることから、広島城築城に際して参考にした 16 世紀末に秀吉が造営した大坂城や聚楽第天守などを含めた歴史を理解する上でも大変貴重なものとなる。

2. 事業準備段階から得られる継続性

天守の木造復元は、現存する遺構に関する詳細な調査、各種の史資料に基づいて行われる。これらの調査研究の進展は、広島城天守に関する新たな知見をもたらすだけでなく、近世城郭研究に関する多くの情報蓄積に繋がり、これらの情報を研究者や市民等に提供することで、広く歴史の理解を促すことができる。

3. 歴史・文化を伝える象徴的な存在としてのまちに対する誇りの醸成等

木造で復元した天守は、戦争により失われた広島市の歴史・文化を現代によみがえらせ、広島の世界遺産・文化を伝える象徴的な存在となる。また、都市形成の原点である広島城とその城下町を知ることは、広島の世界遺産・文化への愛着や誇りの醸成につながる。

4. 木造建築物としての費用対効果等

天守の木造復元は設計、施工とも時間と費用を要するものの、適切な管理・修理を行うことでその耐用年限は半永久的であることから、木造建築物として得られる価値を含め、最も費用対効果が高い。

また、大規模な建築物である広島城天守を木造で復元することは、近年、世界的に求められている脱炭素社会の実現に多大な貢献を果たす。

参考: 広島城跡の本質的価値等

○広島城跡の本質的価値

- ・太田川河口部に築かれた都市広島の原点
- ・戦国大名から豊臣系大名へと変容した毛利輝元が、中世城郭(戦国期城郭)から近世城郭へという城郭史における大変革を受容しながら築き、新たな領国支配の拠点とした城
- ・二つの小天守を従えた壮大な天守と広大な城域を誇る平城
- ・築城技術の変遷を示す多様な石垣を有する城

○広島の世界遺産的経緯を示す要素

- ・近代広島の都市形成の沿革を刻む城跡

(「史跡広島城跡保存活用計画(案)」より)

比較衡量

天守の整備手法について、

- ①木造復元
- ②耐震改修による現天守の継続利用
- ③現天守の解体を基本とする整備

の3手法が考えられる。それぞれの整備手法には、利点や問題点があるため、以下に掲げる評価指標に基づき比較衡量を行う。

- 1. 史跡の本質的価値を学び理解する場の提供
- 2. 歴史や文化を通した地域のアイデンティティ、観光への寄与
- 3. 事業推進過程で得られる効果
- 4. 整備後の活用
- 5. 整備期間・費用・維持管理

1. 史跡の本質的価値を学び理解する場の提供

1) 天守建築への理解に資する内容(天守建築史の観点)

昭和 33 年(1958)に再建された現天守は、ほぼ忠実な外観が評価されているものの、鉄筋コンクリート造であり、また、内部は天守本来の建築的特徴が再現されていないため、近世城郭建築物として学び、理解することは困難である。史跡の本質的価値として学び、理解するためには、内部空間の構成や意匠、構造・構法など歴史的建造物としての天守とする必要がある。また、近世広島城天守は天守 1 基だけでなく、東小天守、南小天守と併せて天守群を形成しており、広島城特有の天守建築を理解する上で天守群の形成は重要な観点である。

天守の様式は望楼式と層塔式に大別され、望楼式が古く、17 世紀初頭から望楼式に代わり出現した層塔式の天守は、江戸時代以降、天守建築の主流とされているが、層塔式天守の発生と発展過程は、現在に至ってもなお明らかになっていない。広島城天守は望楼式ながら層塔式天守が備えていた特徴を数多く備えた点で、天守内部構造を詳細に解析することが可能なものであり、また、架構構造を含む層塔式天守へと続く天守建築史を解明する上で非常に重要な存在であり、天守建築への理解を促すことができる。

なお、層塔式天守の構造的原則は次のとおりである。

- (1) 寄棟屋根の積み重ねとし、各重の梁間と桁行は同寸法で上重に向けて逓減する。
- (2) 「愚子見記」※には「天守には外観の美しさが重要である」とされており、天守各階の平面や高さを調整することで美しい外観を実現させることに腐心していた。
- (3) 防衛機能の中核をなす入側(ロの字に配置された外周の武者走り)から、外部への眺望を確保する。このため、入側と身舎(各階中央矩形平面の室)で梁を分断して架け、構造的に重(外観屋根数)と階(内部床数)が一致できる仕組みを整えている。

※江戸時代前期の法隆寺工匠で中井大和守配下で幕府棟梁を勤めた平政隆が編纂した大工の秘伝書で当時の城郭建築に関する設計思想を内容に含む史料。

広島城天守では、(1)について3重目～4重目を寄棟屋根としてこの法則を採用しており、入母屋を二重に重ねた構造としている同時期に創建した岡山城天守に比べ先進的である。(2)について、梁間と桁行の両面で端正な外観となるような逓減を行いつつ、要所には飾りに特化した千鳥破風を設けるなど、高い意匠性に配慮した外観としている。(3)について、層塔式天守とは異なり従来の書院造のうち楼阁建築同様の小屋梁の架け方でありながら、外観屋根と内部階を一致させており、同時代の望楼式とは異なり層塔式につながる先駆的な視点と独創的な構造手法でこれを実現させている点で唯一の存在である(P.17「架構(重階一致)」参照)。

2) 築城過程の理解への支援

(中世城郭から近世城郭に変革し、毛利氏が新たな領国支配の拠点とした痕跡の顕在化(縄張り変遷の理解促進))

毛利氏時代(1589～1600 年)の広島城の様子を示した絵図『芸州広島城町割之図』(山口県文書館蔵)は毛利氏時代の初期、天正 17 年(1589)～18 年(1590)頃の城郭の計画図を描いたものであると考えられており、この頃は、二の丸は計画に含まれていなかった。絵図によると、本丸の東側に東大門を構え、東へ続く街路を最も広く長く設け、さらに東側には京橋と猿猴橋を設けて関西方面への主要な街路の一つとする意図がみられ、城の東側への正面性を意識した城下の配置であったと考えられる。一方で本丸への入り口は北と西に設け、北は吉田郡山城との連携を企図し、虎口を構えた西側は太田川の支流を利用し、防備を固めることを目論んでいたと考えられる。この計画の後に、北西隅に複連結式の天守を創建させたと考えられるが、東小天守には東側に意匠性に富む唐破風を設け、東向きの景観に配慮した造りとしていた。最終的に、二の丸を設けた結果、南西方向が正面入口、東側は裏側(裏御門)となったが、東小天守の外観は創建当初の毛利輝元時代の広島城の築城の想いを反映させたものであり、広島城の縄張りが成立した経過を視覚的に理解する上で欠かせない存在として視覚的な理解の促進が期待される。



「芸州広島城町割之図」(部分)
山口県文書館蔵
江戸時代中期以降制作
毛利氏時代の広島城の様子を想像して描いていると考えられるため、内容に関しては一部検討を要する。

【木造復元】

外観だけでなく内部空間の構成や意匠、構造・構法など歴史建造物としての天守を学び、理解する上で極めて有効である。近世広島城天守は東小天守、南小天守と併せて天守群を形成する特有の構成であり、これらを復元することにより、広島城特有の当時の先駆的な天守構造と壮大な建造物群が体感できる。

また、広島城天守は望楼式ながら層塔式天守が備えていた特徴を数多く備えた点で、天守内部構造を詳細に解析することが可能な存在であり、架構構造を含む層塔式天守へと続く天守建築史を解明するに当たり非常に重要な存在として天守建築への理解を促すことができる。また、天守群の整備により、広島城の縄張り成立の経過を視覚的に理解することができる。

【耐震改修】

外観は往時の姿を一定程度忠実に伝えており、引き続き史跡広島城跡の本質的価値の理解等に一定の役割を果たすことができるものの、内部空間は本来の天守とは全く異なり、木造復元ほど天守建築への理解促進には繋が

らず、近世城郭における天守の役割や歴史的価値の実感を得ることが難しい。

【現天守の解体】

現地に天守台が残るだけで、往時に天守が存在した事実や天守の姿形の理解に繋がらない。

2. 歴史や文化を通した地域のアイデンティティ、観光への寄与

1) 歴史・文化観光に資する内容

天守の整備はその手法により、広島市の観光振興に多大な影響を及ぼすとともに、歴史的な風致景観への影響も大きい。また、天守の整備は、城跡空間の体感による理解に資するところが大きいため、他城等の復元事例を次に整理する。

〈参考〉近年の広島城への入場者数(単位:人)

直近 10 年では増加傾向にあり、コロナ渦では減少に転じたものの、昨年度の天守への入場者数は最大となっている。

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
広島城・天守	221,550	255,042	305,731	333,187	330,416	305,164	328,479	90,322	89,529	250,844	437,336
広島城・二の丸	70,568	90,370	101,618	110,123	103,653	98,317	104,197	25,546	25,229	67,968	99,229

復元整備の事例 いずれも木造復元により入場者数が大幅に増加している。

〈事例 1: 金沢城(菱櫓・五十間長屋・橋爪門、河北門、鼠多門櫓)〉

菱櫓、五十間長屋、橋爪門続櫓復元整備(2001 年)直後の 2 年間はそれぞれ 190 万人、220 万人が入場。その後の 3 か年は平均 77 万人が入場しており、整備前の年間 34 万人から大幅増。さらに石垣、河北門、いもり堀等が復元(2009 年)されると、3 か年平均で 100 万人が入場。

〈事例 2: 名古屋城(本丸御殿)〉

2017 年は 190 万人だったが、公開後の 2018 年は 221 万人に増加(2018 年 1 月から天守閉鎖、本丸御殿は 6 月に公開開始)

耐震改修の事例 リニューアル翌年にいずれも多数の入場者数を記録している。

〈事例 1: 岡山城〉

リニューアル翌年(2023 年度)は 43.8 万人が入場(天守再建時の 43.9 万人に匹敵する歴代 2 位の入場者数)。改修前の 34 万人から増加。

〈事例 2: 福山城〉

改修前(2019 年)は年間 8 万人だったが、改修後(2022 年 8 月)の 1 年間で 17 万人超の入場。

解体をベースとした整備

現状では事例がないが、整備効果は解体後の整備内容による。



名古屋城本丸御殿の来場者

2) 本市が目指す「国際平和文化都市」の取組

本市は、まちづくりの最高目標となる都市像に「国際平和文化都市」を掲げ、その実現に向けたまちづくりに取り組んでいる。

現在の鉄筋コンクリート造天守再建の際には、戦災復興からのシンボルとして、失われた天守のより良い再現に向けて関係者の最大限の努力が払われた。コンクリート構造物としての耐用年数を大きく超えた今、国際平和文化都市を目指す本市としては、「戦災復興からのシンボル」から「被爆以前の広島歴史や被爆からの復興の歴史を後世に伝えるシンボル」への発展につながる整備手法について検討を行う必要がある。

【木造復元】

現天守再建に当たっての思いなどを踏まえて築城当時と同様に木造により復元することは、広島市の歴史的風致景観の形成に大きく寄与する。また、天守の空間体験ができる施設として、観光客の大きな増加が見込まれるとともに、まちのシンボルとして親しまれると考える。さらに、史実に忠実な再現により、持続的な形で被爆以前の広島歴史や復興の歴史を将来に伝えることができる。

【耐震改修】

再建時に広島市民にとって、心の拠り所、郷土のシンボルであった建築物として残し、補強や老朽化への対応として改修を行うことによる観光客の増加は見込まれる。

【現天守の解体】

先人の取組を記憶と記録に留め、倒壊による遺構の損傷を未然に防ぐため、倒壊する危険性が高い現天守を解体して、現状の遺構を将来に伝える。これにより、再建時に広島市民にとって、心の拠り所、郷土のシンボルであった建築物がなくなるため、天守を目的とする観光客の減少が見込まれる。

3. 事業推進過程で得られる効果

史跡整備の過程においては、史跡の本質的価値の直接的な向上に限らず、さまざまな活動により結果的に史跡の本質的価値に新たな理解をもたらす場合がある。このため、単なる設計や施工に要する整備期間にとらえず、事業推進過程における効果について比較検証する必要がある。

1) 広島城及び天守に関する調査研究向上に資する内容

現存する遺構に関する詳細な発掘調査、各種の文献・絵画等史資料の調査、こうした調査から得られた情報に基づく研究を推進することは、かつて存在した広島城の天守や保護された遺構に関する新たな知見をもたらすだけでなく、近世城郭研究に関する多くの情報を提供することができる。こうした調査・研究を進めることで、現時点での史跡広島城跡の本質的価値について、事業を通して新たな理解をもたらすことができる。

2) 伝統技能の継承、伝統工法の再評価に資する内容

かつての広島城天守には、建造物木工、屋根瓦葺(本瓦葺)、左官(日本壁)などの伝統技術が用いられており、創建後も天守修理の際には伝統技能の実践の場として多くの職人が技術を継承し、天守の維持に貢献してきた。このような伝統技能を後世に継承することは、無形文化財(世界無形文化遺産にも登録)に相当する伝統建築工匠の技の一部を引き継ぐことであり、また、伝統工法による大規模高層木造建造物の構造解析や、耐震補強などの新技術の導入も併せ、現在の構造基準にあった性能を評価する過程を通して、他の歴史的建造物の構造評価や新たな伝統工法の普及にも繋がる。

3) 史跡への理解を通したまちに対する愛着や誇りの醸成等

天守の整備は完成後のみならず、調査や施工段階から情報を公開する中で史跡に対する理解が深まるものであり、近年では長期にわたる事業期間を利用して積極的な公開の場として利用する事例が多い。事業進行の過程で行われる最新の発掘調査や復元整備の現場説明会、調査研究成果の公表の場として研究会・講演会・シンポジウム・フォーラム等(MICE(=産官学の各組織が学問的なテーマのもとに開催するビジネスイベントの総称)を含む。)を通した情報発信により、事業への理解と協力を得ながらまちへの愛着や誇りを醸成することが可能と考える。

【木造復元】

復元に当たって、発掘調査が実施されるため、新たな知見が得られる可能性があるほか、伝統技能や伝統工法で工事を実施するため、こうした取組みを後世に引き継ぐことできる。また、復元に向けた進捗状況を公表することにより、広島城を知る機会が増えるとともに、史跡に対する学びや理解の促進につながる。

また、準備段階を含めた最新の発掘調査情報や、実施段階では伝統工法により刻々と変化する復元工事の状況など、史跡の理解促進につながる情報が事業の各段階で常に豊富にある。このため、広島市の都市形成の原点となった城跡を深く理解することにより、まちへの愛着や誇りを醸成することが可能と考える。

【耐震改修】

基本的に発掘調査が実施されないため、遺構に関する新たな知見は得られず、調査研究の向上は望めない。

昭和に再建した鉄筋コンクリート造天守に関する理解を促進することができる。

【現天守の解体】

解体に当たって、石垣天端の発掘調査が実施されるため、石垣天端に残存している遺構に限り新たな知見が得られる可能性がある。

4. 整備後の活用

復元事例では、復元した建物そのものを空間体験できる展示物として見学し、史跡への理解を深める学習の場として活用することを基本とし、近年では宿泊イベントや文化遺産のツアーとして活用している事例もある。木造復元に拠らない場合は、内部を展示施設とするなど博物館として利用している事例が多い。天守が無く石垣のみ現存する事例では、石垣天端を見学ルートに含めることや、仮設資材による天守模型の設置イベントなどに利用している。

復元整備の事例

〈事例1:広島城二ノ丸復元建造物〉

広島城発掘調査成果、広島城の二の丸や近接する縮景園などをテーマとした広島城の歴史を学べる展示のほか、伝統工芸品の展示、広島に本拠地をおく上田宗箇流によるお茶会、和楽・演芸等の鑑賞会等のイベント会場として、様々な歴史文化を体験できる施設として広く活用されている。

〈事例2:大洲城天守(愛媛県)木造復元(県史跡)〉

「大洲城キャスルスステイ」として天守への宿泊サービスを行っている。地域の文化遺産のツアーや食事体験サービスなどと併せて実施し、地域の歴史と文化を深く体験できる中核施設として活用している。

耐震改修の事例

〈事例:岡山城天守(岡山県)RC造(国史跡)〉

2022年の改修で、体験型展示を拡充し、本丸内のバリアフリー化を実現させた。ライトアップも拡充し、ランドマークとしての存在感を高めている。

天守を復元していない整備の事例

〈事例:津山城天守(岡山県)天守台石垣が現存(国史跡)〉

天守台の上部まで散策が可能。特定イベント時に仮設資材で天守を製作して現地で展示することがある。



大洲城天守宿泊体験
大洲市観光情報サイト HP より



体験型展示(多目的フロア)
『岡山城 令和の大改修 公式記録集』(web)より

【木造復元】

木造復元された天守そのものが歴史的展示物であり、外観・内観ともに歴史学習の場として、史跡への理解を深めることができる。

【耐震改修】

展望施設、ランドマークとしての機能は有するものの、耐震改修後の内部空間は現在より狭くなり、展示スペースは縮小される。

【現天守の解体】

現天守の横に展示されている礎石を元の位置に戻すなどにより、史跡への理解を促す方法が考えられる。

5. 整備期間・費用・維持管理

1) 整備期間

【木造復元】

木造復元では発掘等調査検討、関係省庁への手続き、設計・工事に至るまで相当の期間を要する(発掘調査とその記録から、文化庁の復元検討委員会での審議を経て設計に着手する必要がある。)。復元検討委員会は、1 物件(1 建物)について 3 回程度の審議が必要であり、検討委員会の開催は不定期である(目安として 3 回/年程度)。復元検討委員会に要する期間は案件により大きく異なる。

〈事例1:櫓門1棟〉 明瞭な古写真・遺構あり、3回の審議で完了。所要期間約1年。

〈事例2:櫓門2棟、高麗門1棟、塀〉 遺構不明瞭、詳細史料なし、計12回の審議で完了。所要期間約6年。

これに加え、基本設計期間(復元検討委員会期間を基本設計に含む場合もある)、実施設計期間が必要となるため、類似事例等から、工事着手まで少なくとも6年以上の期間を要する。工事期間は資材の調達難易度と確保可能な技能者の数、施工計画によって大きく左右されるが、現天守解体期間に加え8年程度は必要となる(ただし、現天守解体と復元資材の取得・加工等の一部の復元工事を同時進行する工程も考えられる。)。

※工事期間については「広島城天守閣木造復元基礎調査追加業務報告書」(令和3年3月)より引用しており、現在、具体の工程等について検討している(今後提示予定)。

【耐震改修】

5年程度

※「広島城天守閣耐震改修計画立案業務報告書」(令和3年7月)より引用しており、内部改修、外部改修、通路整備に要する期間を含む。

【現天守の解体】

現天守の解体期間に加え、解体後の整備に関する期間として 3 年程度は必要となる。

2)費用

【木造復元】

約 131 億円（小天守を含む天守群全体を復元する場合）

※「広島城天守閣木造復元基礎調査追加業務報告書」(令和 3 年 3 月)より引用しており、現在、改めて、費用を算出している(今後提示予定)。

【耐震改修】

約 8.5 億円

※「広島城天守閣耐震改修計画立案業務報告書」(令和 3 年 7 月)より引用しており、内部改修、外部改修、通路整備に要する費用を含む。

【現天守の解体】

解体後に実施する整備、コンテンツ制作による

※現在、解体工事費用を算出している(今後提示予定)。

3)維持管理

【木造復元】

修理は対象の規模によって区分され、小修理、維持修理、根本修理に大別される。

小修理は日常管理における破損部分の補修で、日常的に傷みやすい内壁の部分補修や、床板・壁板の部分的な張替、瓦の部分的な差替え等が考えられ、これらの頻度は発生時に随時実施することとなる。

維持修理は経年による破損を補修し、建築物としての機能を維持するために周期的に行うもので、屋根葺替(50～100 年ごと)、塗装修理(25～50 年ごと)、外壁修理(25～100 年ごと)などがある。

根本修理は柱や梁、土台など主要構造部にまで破損が及んだ場合に行う修理で、100～200 年を目安に行う。

一定の周期でこれらの修理を行うことで半永久的に機能を維持することができる。

【耐震改修】

基本的には木造復元の場合と同じく、日常的に実施する小修理と、建築物機能維持を目的とした維持修理があり、維持修理に関しては屋根葺替が 50～100 年ごと、塗装修理が 25～50 年ごとが想定される。

鉄筋コンクリート造のため、根本修理については既存の技術では難しい。コンクリートの中性化状況から、外壁・屋根等の更新を実施した場合でも、現天守の使用可能年数は 30 年程度と考えられる(「広島城天守閣耐震改修計画立案業務報告書」(令和 3 年 7 月)より)。

【現天守の解体】

石垣天端から雨水の流入を防止する役割を果たしていた現天守がなくなるため、天守台上面からの雨水侵入対

策措置を実施し、その後は環境改変に伴う石垣の変位を観察するモニタリングを継続して実施する必要がある。

また、天守上面の保護層の定期的な修繕と、天守台上面を見学ルートに含む場合には階段や手すり、転落防止柵等の公開施設のメンテナンスが定期的に必要となる。

まとめ

「1.史跡の本質的価値を学び理解する場の提供」では、当時の先駆的な天守構造と壮大な建築物群の体感が可能になる点で木造復元の効果が最も高く、「2. 歴史や文化を通した地域のアイデンティティ、観光への寄与」では、木造復元が広島歴史的風致景観の形成や天守の空間体験ができる施設として、観光客数の大幅な増加が見込まれるとともに、被爆以前の広島歴史的歴史や復興の歴史を伝える象徴的な存在として市民等に認知されることが期待できる。

また、「3. 事業推進過程で得られる効果」では、木造復元において事業推進段階から広島城及び天守の調査研究に資する高い効果を得ることが可能であり、取り組みの過程でも伝統技能に資する内容や、発信可能な情報量の多さなど、後世に引き継ぐことができる材料を豊富に有している。

「4.整備後の活用」では、鉄筋コンクリート造天守では活用方法が展示物を用いた博物館的利用が主体となるため木造復元に比べ、活用効果は限定的となる。

「5.整備期間・費用・維持管理」の観点では、整備期間において木造復元が他案と比較して長期間となるが、上記「3. 事業推進過程で得られる効果」が期待できる。費用面については、今後必要な検証を行う必要がある。

整備手法の比較表

項 目	①木造復元	②耐震改修による現天守の継続利用	③現天守の解体を基本とする整備
1. 史跡の本質的価値を 学び理解する場の提供	・外観だけでなく内部空間の構成や意匠、構造・構法など歴史建造物としての天守を学び、理解する上で極めて有効。 ・近世広島城天守は東小天守、南小天守と併せて天守群を形成する特有の構成であり、これらを復元することにより、広島城特有の当時の先駆的な天守構造と壮大な建造物群が体感できる。 ・広島城天守は望楼式ながら層塔式天守が備えていた特徴を数多く備えた点で、天守内部構造を詳細に解析することが可能な存在であり、架構構造を含む層塔式天守へと続く天守建築史を解明するに当たり非常に重要な存在として天守建築への理解を促すことができる。 ・広島城の縄張り成立の経過を視覚的に理解することができる。	・外観は往時の姿を一定程度忠実に伝えており、引き続き史跡広島城跡の本質的価値の理解等に一定の役割を果たすことができる。 ・内部空間は本来の天守とは全く異なり、木造復元ほど天守建築への理解促進には繋がらず、近世城郭における天守の役割や歴史的価値の実感を得ることが難しい。	・現地に天守台が残るだけで、往時に天守が存在した事実や天守の姿形の理解に繋がらない。
2. 歴史や文化を通した地 域のアイデンティティ、観 光への寄与	・広島 of 歴史的風致景観の形成に大きく寄与する。 ・天守の空間体験ができる施設として、観光客の大きな増加が見込まれるとともに、まちのシンボルとして親しまれると考える。 ・史実に忠実な再現により、持続的な形で被爆以前の広島 of 歴史や復興の歴史を将来に伝えることができる。	・再建時に広島市民にとって、心の拠り所、郷土のシンボルであった建築物として残る。 ・改修を行うことによる観光客の増加は見込まれる。	・再建時に広島市民にとって、心の拠り所、郷土のシンボルであった建築物がなくなる。 ・天守を目的とする観光客の減少が見込まれる。
3. 事業推進過程で得ら れる効果	・発掘調査により、新たな知見が得られる可能性がある。 ・伝統技能や伝統工法で工事を実施するため、こうした取組みを後世に引き継ぐことができる。 ・復元に向けた進捗状況を公表することにより、広島城を知る機会が増えるとともに、史跡に対する学びや理解の促進につながる。 ・準備段階を含めた最新の発掘調査情報や、実施段階では伝統工法により刻々と変化する復元工事の状況など、史跡の理解促進につながる情報が事業の各段階で常に豊富にある。このため、広島市の都市形成の原点となった城跡を深く理解することにより、まちへの愛着や誇りを醸成することが可能と考える。	・基本的に発掘調査が実施されないため、遺構に関する新たな知見は得られず、調査研究の向上は望めない。 ・昭和に再建した鉄筋コンクリート造天守に関する理解を促進することができる。	・発掘調査により、石垣天端に残存している遺構に限り新たな知見が得られる可能性がある。
4. 整備後の活用	・木造復元された天守そのものが歴史的展示物であり、外観・内観ともに歴史学習の場として、史跡への理解を深めることができる。	・展望施設、ランドマークとしての機能は有する。 ・耐震改修後の内部空間は現在より狭くなり、展示スペースは縮小される。	・現天守の横に展示されている礎石を元の位置に戻すなどにより、史跡への理解を促す方法が考えられる。
5. 整備期間、費用、維持 管理	<u>整備期間・費用</u> ・14 年程度(計画設計:6 年程度、工事:8 年程度) ※工事期間については「広島城天守閣木造復元基礎調査追加業務報告書」(令和 3 年 3 月)より引用しており、現在具体の工程等について検討中(今後提示予定)。 ・約 131 億円 ※「広島城天守閣木造復元基礎調査追加業務報告書」(令和 3 年 3 月)より引用しており、現在、改めて費用を算出している(今後提示予定)。 <u>維持管理</u> ・小修理、維持修理、根本修理を一定の周期で行うことで半永久的に機能を維持することができる。	<u>整備期間・費用</u> ・5 年程度 ・約 8.5 億円 ※整備期間・費用ともに「広島城天守閣耐震改修計画立案業務報告書」(令和 3 年 7 月)より引用しており、内部改修、外部改修、通路整備に要するものを含む。 <u>維持管理</u> コンクリートの中性化状況から、外壁・屋根等の更新を実施した場合でも使用可能年数は 30 年程度と考えられる(「広島城天守閣木造復元基礎調査追加業務報告書」(令和 3 年 3 月)より)。	<u>整備期間・費用</u> ・現天守の解体期間に加え、解体後の整備に関する期間として 3 年程度 ・費用は解体後に実施する整備、コンテンツ制作による。 ※現在、解体工事費用を算出している(今後提示予定)。 <u>維持管理</u> ・天守台上面からの雨水侵入対策措置等を実施する必要がある。 ・天守上面の保護層の定期的な修繕と、天守台上面を見学ルートに含む場合には階段や手すり、転落防止柵等の公開施設のメンテナンスが定期的に必要となる。。
総合評価	当時の先駆的な天守構造と壮大な建築物群の体感が可能になる点で効果が最も高く、被爆以前の広島 of 歴史や復興の歴史を伝える象徴的な存在として市民等に認知されることが期待できる。事業推進段階から広島城及び天守の調査研究に資する高い効果を得ることが可能であるなど、後世に引き継ぐことができる材料を豊富に有している。整備期間において長期間となるが、上記「3. 事業推進過程で得られる効果」、が期待できる。	戦災復興からのシンボルとしての価値は持続するが、広島城天守本来 of 歴史的・文化的価値は表しえない。整備後の活用の観点では展示物を用いた博物館的利用が主体となるため、活用効果は限定的となる。また、耐震改修を実施したとしても、建築物としての長寿命化を図ることはできない。	残された石垣などの遺構から史跡についての一定の理解を得ることが出来るが、現状の天守がある状態からは後退してしまうため、整備による効果が最も低い。

2 . 復元時代の設定及び復元等の範囲の検討

- 復元原案決定時に考慮すべき要素を整理した上で、復元等の範囲や時代の設定を行う。
- ・旧国宝指定時の文化財指定要旨→当時現存した天守のなかで古式かつ荘厳な意匠を備えた天守として評価。
 - ・天守建築史上の位置付、規模的要件 →古式ながら均整のとれた外観を実現させた独自の軸組、廊下を介して連結した二基の三重小天守を備えた規模は、関ヶ原以前の天守にあっては最大級。
 - ・真実性の観点 →復元年代による根拠資料の多寡の状況を評価。

(1) 復元時代の設定

主要な根拠資料をもとにおおよそ4つの時代を設定(R6 年度第 2 回検討会議資料掲載)した。

- ・A 創建期 :天正 20 年(1592)頃
- ・B 江戸期 :慶長 5 年(1600)～安政元年(1854)
- ・C 幕末～明治初期 :安政元年(1854)～明治 5 年(1872)
- ・D 戦前 : 昭和 20 年(1945)

(2) 復元等の範囲の設定

保存図の状況をベースに 3 案を設定(R6 年度第 2 回検討会議資料掲載)した。

区 分		天守	東廊下 (玄関含む)	東小天守	南廊下	南小天守
案①	天守＋ 廊下の一部	○	一部 (玄関含む)	—	一部	—
案②	天守＋廊下	○	○	—	○	—
案③	天守群全体	○	○	○	○	○

- ・案①:保存図が存在する範囲は、古写真もあり正確に復元が可能といえる。
- ・案②:廊下部分は一部保存図があり、断面構造が判明しているので、推定部分もあるが真実性はほぼ担保できる。
- ・案③:広島城の特徴である天守・小天守 2 棟と廊下からなる組み合わせを復元する案であるが、小天守の史料が少なく、天守に比べて真実性の担保が難しい。発掘調査等の新たな資料が必要である。

(3) 復元時代・範囲と法令等の整合性について

法令(建築基準法第 3 条第 1 項第 4 号)、文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」、国際憲章の観点で復元の年代・範囲との整合性を検討した。

1)法令(建築基準法第 3 条第 1 項第 4 号)について

建築基準法の適用除外をする場合、建築基準法第 3 条第 1 項第 4 号(文化財保護法等で指定された建築物の原形を再現する建築物)として見なされる。全国的な復元事例では、かつて指定文化財であったか否かに関わらず同項を準用して復元している事例が多数あるが、指定文化財であった範囲と指定が及んでいなかった範囲が混在する場合、建築基準法の所管部署との十分な協議が不可欠である。

〈事例 1:名古屋城本丸御殿〉

戦前に旧国宝保存法で指定されていた建造物で、戦災で焼失した。復元に際し、「建造物の価値が最も顕在化する

る時期」を選定する理由から、屋根は柿葺とし、一部復元的検討を加えて江戸初期＝寛永期(1624-1644)の形式ながら建築基準法第 3 条第 1 項第 4 号を適用し復元した。

〈事例 2:高松城桜御門(櫓門)〉

戦前に旧国宝保存法で指定される直前に空襲で焼失した。建築基準法第 3 条第 1 項第 4 号を適用し、かつて指定(正確には指定直前)されていた建造物の再現とした。また、復元進捗の過程において、「古写真のそのままの状況(＝戦前の状態)」を再現することに主眼が置かれた。結果として、焼失前の姿(大正期創建の披雲閣の表門として大正期に整備された状態)を復元し、戦災復興としてのイメージを強めた。

2)文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」について

文化庁の「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」との整合性の検討として、Ⅰ復元、Ⅱ復元的整備における基準等について広島城の状況を確認した。

文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」(抜粋)

- Ⅰ. 復元
- 2. 基準(2) 技術的事項
- ア. 当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代における史資料の作成・残存状況等も踏まえ、次の各項目の資料により、復元する歴史的建造物が 遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
- ① 発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等 ⇒今後行うことを検討している
- ② 歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料 ⇒該当なし
- ③ 歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等 ⇒保存図等
- ④ 歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料(歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要) ⇒指図、絵図、古写真(東廊下・南廊下は半分解体された状態、東天守は1枚のみ)、古川重春資料等
- ⑤ 歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存しない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等 の資料 ⇒現存天守等
- イ. 原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

Ⅱ. 復元的整備

- 1. 定義
- 今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。
- ア. 史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為
- イ. 往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

2. 基準(2)留意事項

ア. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること

イ. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること

ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物は、史跡等の学術的な理解の促進に資するものであることから、復元的整備された歴史的建造物に付加する便益施設については、その機能や面積に応じて重要箇所(例えば、城跡における本丸等枢要箇所)を避けるなど配慮すること

エ. 復元的整備後には、ア. 又はイ. の実施について文化庁に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を検証し、報告を行うこと

3) 記念建造物および遺跡の保全や修復に関する国際憲章等について

国際憲章には、復元に対する法的拘束力はない。しかしながら、広島城天守の復元においても復元や再建をめぐる国際憲章や国際的な議論に照らし合わせて進めていく必要があると考えるため、これまでと同様に、歴史的建造物の復元に関して、国際憲章等に示された考え方を尊重しつつ、発掘調査の成果や信頼性のある史資料等を根拠とし、多角的で十分な分析及び検討を踏まえて「復元」を実施してきた(文化庁『史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関する WG 天守等の復元の在り方について(取りまとめ)』R1.8 より)経緯を踏まえ、国際憲章等の内容を確認した。

・再建とオーセンティシティ(ヴェニス憲章、奈良文書)

『ヴェニス憲章』(1964)では、「推測による修復」を禁じ、復元(再建)に関しては「残された部材を再構築するアナステローシス」以外の方法は原則として認められないとしている。しかし、30 年後に起草された『オーセンティシティに関する奈良文書』はオーセンティシティを文化の多様性・遺産の多様性の文脈意匠、材料と材質、用途と機能、伝統と技術などの情報源の価値と関連付けられることが示されている。

・人々の記憶の再構築(ドレスデン宣言)

第二次大戦の戦禍で失われたポーランドのワルシャワ歴史地区は、破壊された都市全体の再建が「人々の記憶の再構築に関わる営為」として評価され、1980 年に世界遺産に登録された。『ドレスデン宣言』(1982)では、「戦争によって破壊されたモニュメントの復元」に関して、それが「大きな意義をもつモニュメントの戦争による破壊」であり、かつ「破壊前の状態に関する信頼できる証拠資料に基づく場合」には、正当化されるとしている。

・調査研究と解釈の実践(ローザンヌ憲章)

再建に関するもう一つの重要な視点として、『考古学的遺産の管理・運営に関する国際憲章(ローザンヌ憲章)』(1990)があげられる。この中で、再建という行為は、調査研究や解釈の実践という重要な機能を有するものと規定されており、研究の成果をもって復元を実践することの重要性を裏付けることができる。

4) 案①～③と法令等の整合性について

案①(天守+廊下の一部)

【法令(建築基準法第 3 条第 1 項第 4 号)】

・かつて文化財指定(旧国宝)されていた範囲※に該当している。

※官報告示「五層天守、前面階段室二層、左方附属建物、単層、内部一部重層、屋根総本瓦葺」より、天守と東廊下(前面階段室二層)、南廊下の一部(左方附属建物、単層、内部一部重層)が旧国宝に指定されていた。

【文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」】

保存図や写真があり、基礎遺構の発掘が見込まれる天守と東廊下(玄関を含む)、南廊下などは「復元」と位置付けることが可能である。

【国際憲章等】

保存図や古写真等が残っているので、ヴェニス憲章及び奈良文書と大きな乖離はないと解釈できる。また、ドレスデン宣言の「戦争によって破壊されたモニュメントの復元」に該当するものである。

案②(天守+廊下)

【法令(建築基準法第 3 条第 1 項第 4 号)】

東廊下、南廊下全体を復元することは、かつて文化財指定されていたという点からは逸脱する。かつて文化財指定されたもの(天守+御廊下の一部)、指定されていなかったもの(御廊下端部)が混在する場合は、再現の根拠となる法令解釈に弾力的な判断が必要とされる。

【文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」】

保存図や写真があり、基礎遺構の発掘が見込まれる天守と東廊下(玄関を含む)、南廊下などは「復元」と位置付けることが可能である。廊下部分は保存図では部分的にしか記録されていないものの、断面構造が判明していることから、推定部分もあるが真実性はほぼ担保と考えられる。ただし、このことについて文化庁との綿密な協議が必要である。

【国際憲章等】

発掘調査や保存図や古写真等をもとに、東廊下・南廊下の保存図にない部分までも復元することは、ローザンヌ憲章における様々な調査研究の成果をもって復元を実践することに当たると考えられる。

案③:(天守群全体)

【法令(建築基準法第 3 条第 1 項第 4 号)】

天守群全体を復元することは、かつて文化財指定されていたという点からは逸脱する。かつて文化財指定されたもの(天守+御廊下の一部)、指定されていなかったもの(御廊下端部+小天守)が混在する場合は、再現の根拠となる法令解釈に弾力的な判断が必要とされる。

【文化庁「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」】

・東小天守は保存図がないものの、古写真と発掘遺構、その他の史資料をもとに「復元的整備」、あるいは「復元」の範疇になる可能性もあると考える。

・南小天守は保存図がなく、古写真も現在のところ発見されておらず、正保絵図で外観が判る程度で復元検討のための資料が少ない。また、遺構は攪乱を受けている可能性が高いが、今後の発掘調査により確認する必要がある。このため、「復元的整備」として可能かどうかを検討することになる。あるいは天守へのアプローチとしての便益施設として考えることもあり得るが、その場合も外観の再現は必須で、基準に見合った必要な根拠資料(発掘調査結果、類例等)を過不足なく整える必要がある。

【国際憲章等】

案②同様に様々な調査研究の成果をもって復元を実践することになるが、現在の調査資料だけでは情報が不足しており、今後十分な根拠資料を揃える必要がある。

5)まとめ

広島城天守において、復元等の範囲は、建造物の価値が最も顕在化する案③(天守群全体)が、史跡の本質的価値の向上や理解促進等の観点から整備効果が一番高いと考えられる。これは、復元時代において、16 世紀末の激動の時代であった創建期、その後の平和な江戸時代から明治初期まで(A、B、C)に相当する。その中でも、古写真において天守外観や東小天守がうかがい知れる「C 幕末から明治初期」の時期とすることが妥当であると考え。復元等に当たっての根拠資料については、昭和初期に描かれているものの明治初期まで残った形態や構造をほぼ表していると考えられる保存図や明治初期以降の大量の古写真等で補完できると考える。

ただし、案③では、すべての復元対象建造物において、発掘調査で良好な状態の遺構が確認される必要がある。また、天守、廊下は文化庁の「復元」に該当すると見込まれるが、小天守については「復元」または「復元的整備」が可能か、今後発掘調査をはじめとする更なる調査を継続し、その上で便益機能の配置を含めた整備計画を策定する必要がある。

小天守付近の発掘調査で遺構が確認されない場合は、その部分を復元等の範囲として設定することは難しいが、その場合でも、実測図から構造が類推できる案②(天守＋廊下)は「復元」として整備出来る可能性がある。

案①(天守＋廊下の一部)は法令や文化庁の基準、国際憲章等との整合性において、「復元」が可能な範囲であるが、史跡等の本質的価値を顕在化するうえで果たす役割は、ほかの 2 案に及ばない。

【参考】広島城天守における復元等の範囲の決定に至るまでの想定手順

①発掘調査の実施、遺構の精査、考察

・遺構が良好な状態で確認される場合と、不明瞭な状態の場合が考えられる。

②復元等が可能な範囲と難しい範囲の区分

・遺構が良好な範囲 → 復元範囲、または、復元的整備範囲として設定が可能

・不明瞭な範囲 → 復元・復元的整備のいずれも難しいが、廊下については復元の可能性が残る。

※この段階で、東小天守は、復元または復元的整備が可能か判断(特に復元となるかが重要)

※この段階で、南小天守は、復元的整備が可能か判断

※すべての遺構が良好な状態で確認された場合に限り、天守群全てを復元等できる可能性がある

③整備計画の策定

1) 復元範囲と機能の配置検討

・特に移動円滑化にかかる機能を②のどこに配置するか、議論し検討

・復元的整備とする 1 棟(東小天守、南小天守)に限り、便益施設として整備する案を検討

2) 文化庁の復元的整備の条件、各種国際憲章の考慮

・採用する条件の優先順位検討を含め、復元整備範囲(案)を作成

④文化庁協議

⑤復元範囲の決定